



平成12・02・29第24号

平成12年8月18日

住友金属工業株式会社

代表取締役社長 下妻 博 殿

通商産業大臣 平沼 趟夫

住友金属工業株式会社住友金属鹿島火力発電所に係る環境影響評価方法書に対する勧告について

平成12年2月29日付け住金IPP第2号で届け出のあった住友金属鹿島火力発電所に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法について下記のとおり勧告する。

また、環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく茨城県知事からの意見は、別紙のとおりである。

記

提出のあった方法書を基に事業特性の把握、地域特性の把握を行った上で、環境影響評価法第10条第1項の都道府県知事の意見を勘案するとともに、電気事業法第46条の6第2項の規定による届出に係る環境影響評価法第8条第1項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配意して審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされていることを確保するため、事業者においては、以下に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。

1. 環境影響評価項目について

（1）燃料として使用する石炭の成分（重金属等）を十分把握すること。その結果、有害物質等による大気環境及び水環境への影響が懸念される場合には、その程度を踏まえ、発電所の稼働による有害物質等に係る影響について、評価項目に追加すること。

(2) 対象事業実施区域周辺では、多くの一般大気測定期において浮遊粒子状物質が環境基準を達成していないことから、工事用資材等の搬出入等に伴い発生する浮遊粒子状物質による影響が懸念される場合には、その程度を踏まえ、粉じん等に加え、浮遊粒子状物質についても、評価項目とすること。

2. 調査、予測及び評価手法について

(1) 工事用資材等の搬出入及び発電所供用後の資材等の搬出入に伴う騒音による環境への影響は、関係車両の運行が予定されているルートの状況によっては、対象事業実施区域の周辺5キロメートルの範囲を超えて及ぶことも想定されることから、関係車両の運行ルートにおける交通量、環境基準の達成状況、病院・学校等環境保全上特に配慮が必要な施設の設置状況を勘案し、調査及び予測地点の設定の妥当性について検討すること。

(2) 地域を特徴づける生態系については、注目種等に係る環境影響を適切かつ効果的に調査、予測及び評価するため、対象事業実施区域周辺の動植物その他自然環境の特性を踏まえ、注目種の選定について検討するとともに、注目種に応じた適切な調査、予測及び評価の手法について検討すること。